

## 国民健康保険運営方針に係る検討経過

### 1 群馬県市町村国民健康保険連携会議

目的	国民健康保険制度改革に係る県と市町村等との意見交換や意見調整を行う。 〔 <b>具体的検討事項</b> ・国民健康保険運営方針 ・国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定 等〕													
設置	平成27年12月													
構成員	各市町村国保主管課長、国保連合会事務局長、 県健康福祉部長、副部長、関係課長													
開催状況	6回開催（平成28年2月から30年1月まで）													
部会	財政運営部会及び事業運営部会を設置													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>財政運営部会</th> <th>事業運営部会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税水準の統一</li> <li>・納付金の算定方法</li> <li>・標準保険料率の算定方法</li> <li>・激変緩和措置 など</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の標準化、効率化</li> <li>・高額療養費の取扱い</li> <li>・医療費適正化の取組 など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11市町村国保主管課長</li> <li>・国保連合会事務局長</li> <li>・県国保援護課長</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11市町村国保主管課長</li> <li>・国保連合会事務局長</li> <li>・県国保援護課長</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>開催状況</td> <td>12回開催(H28.3~H29.10)</td> <td>11回開催(H28.2~H29.10)</td> </tr> </tbody> </table>		財政運営部会	事業運営部会	協議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税水準の統一</li> <li>・納付金の算定方法</li> <li>・標準保険料率の算定方法</li> <li>・激変緩和措置 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の標準化、効率化</li> <li>・高額療養費の取扱い</li> <li>・医療費適正化の取組 など</li> </ul>	構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11市町村国保主管課長</li> <li>・国保連合会事務局長</li> <li>・県国保援護課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11市町村国保主管課長</li> <li>・国保連合会事務局長</li> <li>・県国保援護課長</li> </ul>	開催状況	12回開催(H28.3~H29.10)	11回開催(H28.2~H29.10)
		財政運営部会	事業運営部会											
	協議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税水準の統一</li> <li>・納付金の算定方法</li> <li>・標準保険料率の算定方法</li> <li>・激変緩和措置 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の標準化、効率化</li> <li>・高額療養費の取扱い</li> <li>・医療費適正化の取組 など</li> </ul>											
	構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11市町村国保主管課長</li> <li>・国保連合会事務局長</li> <li>・県国保援護課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11市町村国保主管課長</li> <li>・国保連合会事務局長</li> <li>・県国保援護課長</li> </ul>											
開催状況	12回開催(H28.3~H29.10)	11回開催(H28.2~H29.10)												
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税水準の統一</li> <li>・納付金の算定方法</li> <li>・標準保険料率の算定方法</li> <li>・激変緩和措置 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の標準化、効率化</li> <li>・高額療養費の取扱い</li> <li>・医療費適正化の取組 など</li> </ul>												
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11市町村国保主管課長</li> <li>・国保連合会事務局長</li> <li>・県国保援護課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11市町村国保主管課長</li> <li>・国保連合会事務局長</li> <li>・県国保援護課長</li> </ul>												
開催状況	12回開催(H28.3~H29.10)	11回開催(H28.2~H29.10)												

### 2 市町村長との意見交換会

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国保制度改革の概要について理解を得る。</li> <li>○ 保険税水準の統一について、県の考え方を説明し理解を得る。</li> </ul>
開催状況	平成28年8月から10月にかけて開催（県内5ブロック別） 市町村長出席：21 代理出席：14
開催結果	平成30年度からではなく、医療費水準を勘案しながら徐々に保険税水準の統一を進めていくことについて、概ね理解が得られた。

### 3 「群馬県国民健康保険運営方針（案）」に対する意見照会〈法定意見聴取〉

実施期間	平成29年12月18日～平成30年1月16日
意見の件数	6市町村 35件
主な意見及び意見に対する県の考え方	別添のとおり

### 4 パブリック・コメント（県民意見提出制度）

実施期間	平成29年12月18日～平成30年1月16日
意見の件数	0件

## 「群馬県国民健康保険運営方針（案）」に対する主な市町村意見及び意見に対する県の考え方

項目	該当箇所	内容（趣旨）	意見に対する県の考え方
赤字削減の取組	第2章第3節 13ページ	財政の健全化を図るため、赤字の解消・削減に向けた取組として具体的な目標年次を県から指導・助言してほしい。	赤字の解消・削減については、市町村ごとに事情が異なることから県下統一の目標年次は設定しないこととしていますが、市町村の赤字削減計画作成にあたっては、それぞれの目標年次の設定など県も必要な助言を行います。
保険税水準の統一	第3章第2節 17ページ	保険税水準を統一するにあたり、最終目標年度を決めて進めてほしい。	保険税水準を統一するには医療費の適正化、算定方式の統一、保険税収納率の平準化等に取り組む必要があります。このため、保険税水準を統一する目標年度の設定も含め、引き続き県と市町村で協議していきたいと考えています。
激変緩和措置	第3章第4節 19ページ	激変緩和措置の適用について、「一人当たり納付金額」の他に「一人当たり保険税額」も加えた2段階の指標で行うことを検討してほしい。	連携会議で協議した結果、納付金制度導入に伴う影響を直接的に把握することができる「一人当たり納付金額」を基準として激変緩和措置を行うことに決定しました。来年度以降、激変緩和措置の方法を変更する必要がある場合は、改めて連携会議等において協議することになります。
保険税収納対策	第4章第2節 29ページ	収納対策の強化に資する取組として列記されている「外国人対応のための専任職員の設置」や「収納コールセンターの設置」は選択肢の一つとして考えられるが、市町村の状況によるため、計画の位置付け、記載方法については検討してほしい。	「外国人対応のための専任職員の設置」等はあくまで対策例として示しているものであり、具体的な対策は各市町村が保険税収納に係る要因分析を行った上でそれぞれ必要と判断したものを講じるべきと考えています。
医療費の適正化に向けた取組	第6章第2節 41ページ	特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上に向けた＜市町村の取組＞に「(4)かかりつけ医と連携した受診勧奨システムの構築」とあるが、市町村がかかりつけ医と連携するには県医師会との連携が有効である。 ＜県の取組＞の中に＜市町村の取組＞(4)に対応する項目を設けてはどうか。	【修正有り】  ご意見を踏まえ、＜県の取組＞に「(2)市町村における受診勧奨システムの構築に向けた県医師会等関係機関との連携」を追加し、以下の項を繰り下げます。

※上記の他、文言修正に関する意見等を踏まえ「群馬県国民健康保険運営方針（案）」を修正